明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

百六十九　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業に関するによる給付の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十一条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
百七十　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十二条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
百七十一　文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る高等学校等修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十三条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの
百七十二　都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日付け文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る高等学校等修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第百七十四条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
百七十三　都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二四二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第百七十五条で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの

第三条　前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。）　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者及び当該届出を行う者に係る戸籍関係情報

ロ　当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

ハ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該届出に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

二　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）第十六条第二項の保険医又は保険薬剤師の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　健康保険法第五十二条又は第百二十七条の保険給付（同法第六十三条第一項に規定する療養の給付を除く。次号において同じ。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　健康保険法第五十二条又は第百二十七条の保険給付のうち未支給の保険給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の保険給付を受けるべき者に係る戸籍関係情報

三　健康保険法第五十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償の支給に関する情報

四　健康保険法第五十五条第三項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該調整に係る被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

五　健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第九号及び第十号を除き、以下この条において同じ。）による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法による傷病手当金の支給に関する情報

ロ　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

ハ　年金給付関係情報

六　健康保険法第百条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第百三十六条第一項の日雇特例被保険者の死亡に係る埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報